

第 1 章 事業所税の概要

1 事業所税とは

事業所税は、都市環境の整備及び改善に関する事業に要する費用に充てる目的で昭和 50 年に創設された目的税であり、広島市を含む指定都市等が課税団体となっています。

この事業所税は、これらの指定都市等が提供する行政サービスとそこに所在する事業所等において行う企業活動との間に受益関係があることに着目して、一定規模以上の事業を営む法人又は個人に課税されます。

(法第 701 条の 30)

2 事業所税の用途

事業所税は、都市環境の整備及び改善に関する事業に要する費用に充てるための目的税であることから、その用途は、道路・公園などの施設の整備事業に限られています。(法第 701 条の 73)

なお、本市においては、道路橋りょう整備、街路整備及び下水道整備に係る費用に充てています。

3 事業所税の課税団体

事業所税の課税団体となる指定都市等は次の 77 団体です。(令和 6 年 1 月 1 日現在)

(1) 東京都(特別区の区域に限ります。)(法第 735 条)

(2) 地方自治法第 252 条の 19 第 1 項の指定都市 【20 市】

札幌市 仙台市 新潟市 千葉市 さいたま市 横浜市 川崎市 相模原市 静岡市 浜松市
名古屋市 京都市 大阪市 堺市 神戸市 岡山市 **広島市** 北九州市 福岡市 熊本市

(3) 首都圏整備法第 2 条第 3 項に規定する既成市街地を有する市 【3 市】

川口市 武蔵野市 三鷹市

(4) 近畿圏整備法第 2 条第 3 項に規定する既成都市区域を有する市 【5 市】

守口市 東大阪市 尼崎市 西宮市 芦屋市

(5) 人口 30 万人以上で政令で指定する市 【48 市】

旭川市 秋田市 郡山市 いわき市 宇都宮市 前橋市 高崎市 川崎市 所沢市
越谷市 市川市 船橋市 松戸市 柏市 八王子市 町田市 横須賀市 藤沢市 富山市
金沢市 長野市 岐阜市 豊橋市 岡崎市 一宮市 春日井市 豊田市 四日市市 大津市
豊中市 吹田市 高槻市 枚方市 姫路市 明石市 奈良市 和歌山市 倉敷市 福山市
高松市 松山市 高知市 久留米市 長崎市 大分市 宮崎市 鹿児島市 那覇市

(法第 701 条の 31 第 1 項第 1 号)